

神山町農業委員会

議 事 録

平成28年7月29日開催

# 神山町農業委員会 議事録

平成28年7月29日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席委員は次のとおり（18人）

1番 佐々木 善兼	2番 田中 久博	3番 竹本 公三
4番 上杉 茂市	5番 相原 利章	6番 中西 隆子
7番 新居 榮二	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 阿部 銀一郎	11番 原田 正信	12番 河野 博行
13番 森 三千子	14番 渡邊 弘幸	15番 岡本 幸子
16番 上田 一夫	17番 田中 一重	18番 粟飯原充志

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫      次長 滝上 博文      業務員 藤井 康弘

## 1. 開会

### 局長

「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、全員の方に出席をいただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、粟飯原会長に挨拶をお願いいたします。」

（粟飯原会長挨拶）

### 局長

「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、粟飯原会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をよろしくお願いしたいと思います。」

## 2. 開会宣言

### 議長

「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

（午後2時27分）

## 3. 議事日程報告

## 議長

「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第15号 非農地証明願について

日程第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

日程第7 その他について

## 議長

「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

### 4. 議事録署名者指名

## 議長

「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。11番原田委員さん、12番河野委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の滝上次長を指名いたします。」

### 5. 議案第15号について

## 議長

「議案第15号非農地証明願いについてを議題いたします。それでは事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

## 局長

「議案書の3ページ・4ページをご覧ください。」

（議案朗読）

## 議長

「それでは、事務局より受付番号6番について説明をお願いいたします。」

## 局長

「それでは、説明をいたします。本件の申請者●●●●さんから山林となっている農地の地目変更の相談があり、農業振興地域の指定を受けている農地であるため、先に農業振興地域から除外をしてから、その農地が20年以上前から山林となっているため非農地証明願いで申請ができることを指導し、農振除外を経て申請に至りました。5ページから9ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてですが、10ページと11ページに位置図、12ページから15ページに公図を添付しております。申請地は上分字江田に1筆

と中津に4筆になります。16ページと17ページは現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。18ページと19ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。20ページには始末書を添付していません。●●さんは当時農地法の許可を得ず、農地を山林に転用しており、今回始末書を提出させています。受付番号6番の説明は以上です。」

#### 議長

「ただいまの説明に関連して、16番上田委員さんに、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

#### 上田委員

「それでは、受付番号6番について説明をさせていただきます。この場所の現地確認を7月14日、相原局長さん、滝上さんと申請者の●●さんと私の4人で確認をしてまいりました。5筆とも山林化しており、又周囲も同様であり問題はないと思います。」

#### 議長

「ありがとうございました。続いて受付番号7番について事務局から説明をお願いいたします。」

#### 局長

「それでは、説明をいたします。本件の申請者●●●●●さんから、現在●●●●●として利用している土地について農地のため地目変更したいと相談があり、昭和40年頃からの●●●として利用しているため非農地証明願いで申請するよう指導し、今回の申請に至りました。21ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてですが、22ページに位置図、23ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●で●●●●の敷地内です。24ページは現況写真を添付しております。申請地は現在●●●として利用していることが確認できます。25ページと26ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に建物が建っていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。27ページには始末書を添付していません。受付番号7番の説明は以上です。」

#### 議長

「ただいまの説明に関連して、16番上田委員さんに、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

#### 上田委員

「この場所についても、7月14日、同じく現地確認をいたしました。●●さん、●●さん立ち会いのもと確認しております。申請書のとおりで、50年も前から製材所として利用しております。今も建物も利用しております。問題ないと思います。」

がよろしくお願いいたしたいと思います。」

#### 議長

「ありがとうございました。続いて受付番号8番について事務局から説明をお願いいたします。」

#### 局長

「それでは、説明をいたします。本件の申請者●●●●●さんから、現在居宅が建っている土地の地目が畑であるので、地目を変更するにはどの様にすればよいのかという相談があり、農業振興地域に指定されていたのでそれを除外し、非農地証明願いをするよう指導し、今回の申請に至りました。28ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてですが、29ページに位置図、30ページに公図を添付しております。申請地は阿野字日浦で●●●宅です。31ページは現況写真を添付しております。申請地は既に居宅が建っていることが確認できます。32ページと33ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に建物が建っていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。34ページには始末書を添付しています。受付番号7番の説明は以上です。」

#### 議長

「ただいまの説明に関連して、5番相原委員さんに、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

#### 相原委員

「それでは、説明いたします。7月20日に相原局長、滝上次長、それと私と申請者の●●●●●さんと●●●さんの旦那さんと、現地を調査しましたところ、既に40年も50年も前から家が建っていますので、よろしくお願いいたします。」

#### 議長

「ありがとうございました。続いて受付番号9番について事務局から説明をお願いいたします。」

#### 局長

「それでは、説明をいたします。本件の申請者●●●さん所有の農地について、平成20年4月21日付けで除外の許可を受けておりましたが、その後の転用申請ができていないため地目変更の相談があり、非農地証明願いで申請できることを指導し、今回の申請に至りました。35ページから37ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてですが、38ページに位置図、39ページに公図を添付しております。39ページの公図には10番3と10番4が無かったので、40ページと41ページには広野支所保管の旧公図を添付しております。申請地は大地橋から北へ約200mのところに位置しています。42ページは現況写真を添付しております。また、別添の42-2で全景写真を添付しています。申請地は既に竹や杉が生えていることが確認できます。43

ページと44ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林化していることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。45ページには始末書を添付しています。受付番号9番の説明は以上です。」

#### 議長

「ただいまの説明に関連して、17番田中一重委員さんに、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

#### 田中（一）委員

「この件につきまして、説明をいたします。7月20日相原局長さん、滝上さん、私と●●●さん4名で現地を見てまいりました。場所につきましても、名田河という地区の上の方にございまして、写真を見ていただいたら判りますが、ほとんどが竹林と言うことで、なっております。昔は八朔を作っていたようですが、現状として周りも全て山林化しております、問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。」

#### 議長

「ありがとうございました。続いて受付番号10番について事務局から説明をお願いいたします。」

#### 局長

「それでは、説明をいたします。本件の申請者●●●●●さんが農地を購入するために相談があり、●●●さん所有の農地について確認したところ、●●●●●●●●●●の敷地内に駐車場として賃貸契約をしている畑があることが判り、非農地証明願いで申請できることを指導し、今回の申請に至りました。46ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてですが、47ページに位置図、48ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●●●●の敷地内です。49ページは現況写真を添付しております。申請地は既に駐車場として利用されていることが確認できます。50ページと51ページには非農地化を裏付ける資料として平成4年7月25日に契約した土地賃貸借契約書の写しを添付しております。20年以上前からコットンフィールドとして利用していたことが確認できます。52ページには始末書を添付しています。受付番号10番の説明は以上です。」

#### 議長

「ただいまの説明に関連して、7番新居委員さんに、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

#### 新居委員

「補足説明をさせていただきます。7月20日に3時頃にコットンフィールドの方に集合いたしまして、相原局長、滝上次長、それと地権者の●●●●●さんと●●●●●●●●●●の●●●さんの5人で現地調査行いました。ここに始末書に書いてありますように、平成4年という、賃貸契約を結んだと言うことをございまして、



います。67ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地●, ●●●㎡、借入地●●●㎡で野菜、すだち、お茶、梅を栽培しています。所有農地の内に既に駐車場として利用している農地がありますが、これについては先の議案第15号、非農地証明願において、非農地であると認められております。その他に非耕作地はありません。68ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜、わらび、お茶、すだち、梅を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機3台、トラック1台で、トラクター1台を購入予定です。世帯で農作業に従事する者は2名です。農作業歴は60年と57年です。住所地から申請地までの通作時間は5分で通作距離は約2kmです。現在の農地の管理状況等からも取得後の農地は全部効率的に利用できるものと考えます。次に68ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。69ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人250日、妻250日の合計500日であり、世帯等で耕作に必要な日数250日を満たしておりますので問題ありません。続いて、69ページ中段の下限面積要件についてですが、栗飯原さんが現在耕作している自作地は●, ●●●㎡で、今回本件で取得する●, ●●●㎡を併せて●, ●●●㎡で神山町の下限面積3,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。70ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。受付番号6番の説明は以上です。」

#### 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の8番森昌槻委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

#### 森昌槻委員

「現地は、こないだ20日ですが見に行こうとしたんですが、今までに何回となく委員も3回ほどその現地を訪れて現況はよくわかってたんで、こないだ20日には割愛してもいいんじゃないかと言うことで、現況の調査には行きませんでした。それでも、この案件は前から、前の農振の除外の時から問題になっていた土地なんで、現在は、それが農地のまま次の耕作者に譲れるということで、地元の委員としては非常に喜んでおるしだいです。是非、今回これを認めていただいて、この売買契約がきちんと成立するように委員会としてもお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。」

#### 議長

「ありがとうございました。続いて受付番号7番について、事務局から説明をお願いいたします。」

## 局長

「それでは、説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが農地を6筆購入する案件です。71ページから76ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてですが、77ページに位置図、78ページに公図を添付しております。申請地は下分字中喜来で譲受人の●●さん宅の周辺に位置しています。79ページ・80ページには現況写真を添付しております。申請地は現在、梅を植えています。81ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は2名で、内2名が農作業を常時従事しています。経営面積は、畑●, ●●●. ●●㎡です。営農計画概要等についてですが、取得した農地で梅を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売します。以下の項目については記載のとおりでございます。82ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、●, ●●●. ●●㎡で梅を栽培しています。83ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は梅を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラック1台、草刈り機1台です。世帯で農作業に従事する者は2名です。農作業歴は50年と40年です。住所地から申請地までの通作時間は3分で自宅周辺に位置しています。現在の農地の管理状況等からも取得後の農地は全部効率的に利用できるものと考えます。次に83ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。84ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人250日、妻250日の合計500日であり、世帯等で耕作に必要な日数200日を満たしておりますので問題ありません。続いて、84ページ中段の下限面積要件についてですが、●●さんが現在耕作している自作地は●, ●●●. ●●㎡で、今回本件で取得する●, ●●●㎡を併せて●, ●●●. ●●㎡で神山町の下限面積●, ●●●㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。85ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。受付番号7番の説明は以上です。」

## 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の15番岡本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

## 岡本委員

「7月の13日に、相原局長さん、滝上さん、私と所有者の●●さんと4名で現地確認を行いました。現地は、梅の苗木が植わっており、きちんと管理もできております。土地自体は家の周辺なので、きちんとしてくれると思いますので、よろしくをお願いいたします。」

## 議長

「ありがとうございました。ただいま議案第16号受付番号6番・7番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

## 議長

「質疑ありませんので、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

## 議長

「異議がないので、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決しました。」

## 7. 議案第17号について

### 議長

「議案第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

### 局長

「議案書86ページをご覧ください。」

(議案朗読)

### 議長

「それでは、事務局より受付番号2番について説明をお願いいたします。」

### 局長

「それでは、説明をいたします。本件は譲渡人●●●●●さん、譲受人●●●さんで、農地を資材置き場に転用するものです。87ページ・88ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。89ページには位置図、90ページに公図を添付しています。申請地は神領字北で、譲渡人の●●●の宅地の西側に位置しています。91ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は畑として管理されています。92ページに事業計画書を添付しております。1の現に利用している資材置き場の状況ですが、●●字●●●●●番地●と●●字●●●●●番地●の2カ所を石置き場として利用しています。2の過去3年間の事業取扱高と3の現に保有している資材等の種類・数量はご覧のとおりです。4の資材置き場の必要性についてですが、現在利用している石置き場が手狭になったためです。5の申請地を選定した理由ですが、●●●に隣接しており便利が良いためです。93ページに土地利用計画図、94ページに横断図を添付しております。95ページには、隣接地の同意書を添付しています。受付番号2番の説明は以上です。」



## 議長

「ありがとうございました。続いて、受付番号4番について説明をお願いいたします。」

## 局長

「それでは、説明をいたします。本件は貸人●●●●さん、借人●●●●●●さんで、農地の一部を太陽光発電施設に転用するものです。議案書の103ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。104ページには位置図、105ページに公図を添付しています。申請地は役場の南側約150mに位置しています。106ページから109ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は畑として管理されています。110ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、日照を確保でき、急傾斜地でなく、自然災害にも遭わないなど条件が揃っているためです。3の転用計画の概要についてですが、太陽光発電システム9600KWhを野建てで、特別に転用土木や建築等の工事をせずに土地の有効利用を図ることができます。また、北側に農地を残すことによって、日照による影響を与えないと考えます。また、排水については、元々自然浸透力に加え排水落とし口4カ所整備することで、雨水を元とする雑排水が北側農地に流入することは無いと見込み、付近の土地に影響はありません。4については特にありません。5のその他参考となる事項についてですが、1枚あたりの出力が320Wで予定設置傾斜角は10度となっています。111ページは土地利用計画図、112ページは丈量図、113ページは横断図、114ページはパネルの配置図、115ページ・116ページはパネルのカタログを添付しております。117ページと118ページについては、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知書です。119ページは太陽光発電の設置に伴う系統連係及び電力需給契約申込書です。120ページは見積書、121ページは銀行の融資証明依頼書で設置資金は確保しており問題ありません。122ページは隣接地の同意書、123ページは被害防除計画書、124ページは土地使用貸借契約書、125ページは太陽光発電設備を設置した後のトラブルがあった時のために誓約書を添付しております。受付番号4番の説明は以上です。

## 議長

「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番田中久博委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

## 田中(久) 委員

「説明をいたします。7月20日に相原局長さん、滝上さんと、それから司法書士の助田さんという方が代理で、当事者の代理として来ていました。現地は、この役場の裏で、いまの説明のとおりなんですが、1枚、空き家というか住んでない住宅があるところの、直接ではなくそこに間を1枚挟んで、その上へ設置と言うことで、直接ほの家には影響は無いと思います。また、雨水等の処理も排水路を作ってやっ

てくれるそうなので、心配ないと思います。お隣の空き家の住人が、住んでないんですが、何かなかなか同意書をくれないので、のちのちのトラブルがないようにということで、誓約書を付けてもらっております。この架台の高さも低うにつくって、全体にまだ間に畑を残して、離れてするんで全く問題ないと思いますんで、よろしくお願いいたします。」

**議長**

「ありがとうございました。ただいま議案第17号受付番号2番、3番、4番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**

「質疑ありませんので、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**

「異議がないので、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

## 8. 議案第18号について

**議長**

「議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

**局長**

「議案書126ページをご覧ください。」

(議案朗読)

**局長**

「議案書の127ページ・128ページをご覧ください。」

(内容について朗読)

「それでは新規案件についての、補足説明をさせていただきます。

番号13番について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日、農機具の所有状況はトラクター●台、管理機●台、草刈機●台です。

続きまして番号14番について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日、農機具の所有状況はトラクター●台、軽トラック●台、草刈機●台です。

続きまして番号15番について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日、

農機具の所有状況は軽トラック●台、草刈機●台、管理機●台、動噴●台です。

続きまして番号16番について説明をいたします。借人の●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日、農機具の所有状況は軽トラック●台、草刈機●台、動噴●台です。

続きまして番号17番について説明をいたします。借人の●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日、農機具の所有状況は軽トラック●台、草刈機●台です。以上で説明を終わります。」

**議長**

「ただいま議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明をいただきましたが、番号●●番は●●●●委員が借人となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規程に基づき、議事参与の制限により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、当該議案の審議について田中委員には退席をお願いいたします。

(●●●●委員退席)

**議長**

「それでは、議案第18号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**

「質疑がないようでありますので、議案第18号については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議がないので議案第18号は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

(●●●●委員着席)

## 9. 議案第19号について

**議長**

「議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題といたします。」

**議長**

「それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

**局長**

「議案書129ページをご覧ください。」

(内容について朗読)

次に議案書の130ページをご覧ください。」

(議案朗読)

**議長**

「ただいま議案第19号業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について事務局に説明いただきました。議案第19号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なし声)

**議長**

「質疑ありませんので、議案第19号については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**

「異議がないので、議案第19号は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

## 10. その他について

- 農地パトロールについて
- 下限面積について
- 新農業委員体制について
- 一斉耕起について

**議長**

「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後3時41分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

11番委員

12番委員